

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画)

秩父広域市町村圏組合 地球温暖化対策実行計画

平成29年度～平成34年度

平成30年1月

秩父広域市町村圏組合

目次

○はじめに	2
第1章 基本的事項	
1. 計画目的	4
2. 基準年度・計画期間・目標年度	4
3. 対象範囲	4
4. 対象とする温室効果ガス	5
第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標	
1. 基準年度の二酸化炭素排出量	5
2. 要因別の排出状況	5
3. 削減目標	6
第3章 具体的な取組	
1. 電気使用量の削減	6
2. ガソリン使用量の削減	7
3. 施設設備の改善等	7
4. 物品購入等	7
5. その他の取組	7
第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表	
1. 推進体制	7
2. 推進手法	8
3. 点検及び評価	8
4. 進捗状況の公表	8

はじめに

■地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21 が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

■地球温暖化対策を巡る国内の動向

政府は、平成27年7月17日に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比で26.0%減（2005年度比で25.4%減）とする「日本の約束草案」を決定し、同日付で国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

また、同年12月のパリ協定の採択を受け、政府は同年12月22日に開催した地球温暖化対策推進本部において「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、「地球温暖化対策計画」を策定することとしました。

その後、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を中心に検討を進め、平成28年3月15日に開催した地球温暖化対策推進本部において「地球温暖化対策計画（案）」を取りまとめ、パブリックコメントを行いました。

パブリックコメントを踏まえた「地球温暖化対策計画（閣議決定案）」について地球温暖化対策推進本部を開催して了承し、「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。地球温暖化対策計画は、我が国の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策推進法第8条に基づいて策定する、我が国唯一の地球温暖化に関する総合的な計画です。この中では、地方公共団体の役割として、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきであるとされています。

■自治体の責務

地球温暖化対策推進法第4条第2項において地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとされ、第21条第1項では、政府が策定する地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務並びに事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画である実行計画を策定するものとするとしています。一部事務組合についても、地方自治法第292条に基づき、都道府県又は市町村の規定の準用により、事務事業編を策定することが義務付けられています。

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地方自治法第292条の規定により準用する地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項に基づき、一部事務組合等の地方公共団体の組合に策定が義務付けられている温室効果ガス排出量の削減のための措置に関する計画として策定するものである。

秩父広域市町村圏組合（以下「組合」という。）の事務事業の実施に当たっては、秩父広域市町村圏組合地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けた各種の取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

実行計画の基準年度は、平成28年度とし、実行計画の期間は、平成29年度から平成34年度（目標年度）までの5年間とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする

3. 対象範囲

実行計画は、組合が行う全ての事務事業とし、全ての組織及び施設を対象とする。

なお、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請するものとする。

（対象施設一覧）

施設名	施設名
秩父クリーンセンター	秩父消防署北分署
秩父環境衛生センター	別所浄水場
秩父斎場	吉田事務所
秩父消防本部及び秩父消防署	大滝・荒川事務所
秩父消防署東分署	横瀬事務所
秩父消防署西分署	皆野・長瀬事務所
秩父消防署南分署	小鹿野事務所

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる7種類のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

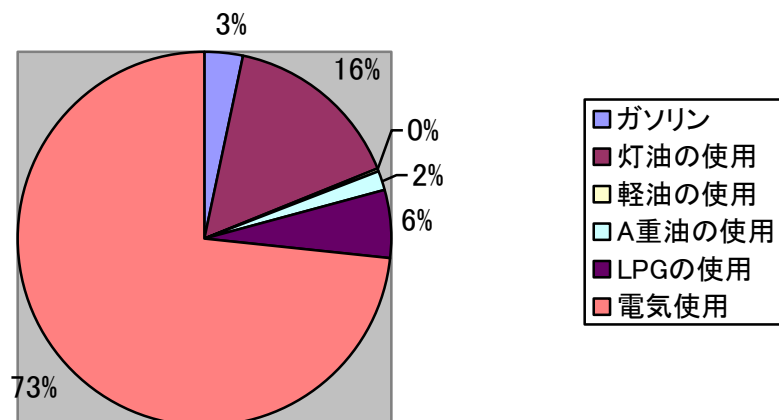
1. 基準年度の二酸化炭素排出量

当組合の事務事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、4,421,296kg-CO₂である。

区分	排出量 (kg-CO ₂)
ガソリン	141,621
灯油	694,566
軽油	15,510
A重油	67,741
液化石油ガス(LPG)	254,906
電気	3,246,952
二酸化炭素(CO ₂)計	4,421,296

2. 要因別の排出状況

基準年度である平成28年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の73%を占め、次いで灯油の使用が16%、LPGの使用が6%を占め、これらで全体の95%を占めている。



3. 削減目標

平成28年度を基準年として、計画期間の最終年度である平成34年度の二酸化炭素排出量を、5%削減することを目指す。

区分	基準年度排出量 平成28年度	削減目標	目標年度排出量 平成34年度
二酸化炭素 (CO ₂)	4,421,296kg-CO ₂	5%	4,200,231kg-CO ₂

【参考：発電による二酸化炭素削減効果】

平成28年度における本組合の一般廃棄物焼却施設（秩父クリーンセンター）における発電電力量は、10,126,590kwhであり、施設内での電気使用後の余剰電力の販売量は5,507,096kwhです。

この売電量は、二酸化炭素排出量1,117,940 kg-CO₂に相当します。

（排出係数は、電気需給契約業者の係数を使用）

第3章 具体的な取組

1. 電気使用量の削減

(1) 照明に対する取組

- ・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・常駐しない場所（トイレ、食堂、廊下、通路、車庫等）の照明は必要最小限の点灯とする。
- ・屋外照明や外灯は、業務に支障がない範囲で消灯する。
- ・交換時期の照明は、高効率照明への買い替えを順次行う。
- ・エレベーターの利用抑制を図る。

(2) OA機器に対する取組

- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努める。

(3) その他

- ・ノー残業デーの徹底に努める。
- ・グリーンカーテン等各署所で創意工夫し、室温の上昇抑制を図る。
- ・支障のない限り、自動ドアは常時開放し、電源を切る。
- ・自動販売機の内部照明を消灯する。

- ・室温を夏季は28℃、冬季は20度の設定に努める。
- ・クールビズやウォームビズを行い、空調機器の使用抑制を図る。

2. ガソリン使用量の削減

(1) 公用車における取組（緊急時等の活動は除く。）

- ・アイドリングストップを行うことを努める。
- ・急発進、急加速をしない。
- ・タイヤ空気圧などの適正管理を行い、車両整備に努める。
- ・車両ごとに、走行距離・給油量等を記録し、適正管理に努める。

3. 施設設備の改善等

- ・施設や設備の修繕や工事にあつては、環境に配慮し環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。

4. 物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品の購入に努める。

5. その他の取組

①ごみの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ごみの減量化を図る。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努める。

②用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・リサイクル用紙の購入に努める。

③水道

- ・日常的に節水を心がける。

④環境保全に対する意識向上

- ・ノーネクタイ（クールビズ）・重ね着（ウォームビズ）を推進する。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

実行計画を実施・運用していくために、各課所単位で取組を推進することが必要であることから、「推進本部」及び「推進担当者」を設け、以下のような推進体制で取り組んでいくこととする。

(1) 推進本部

推進本部を管理課に置き管理課長を本部長とし、計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

(2) 推進担当者

組合事務局、消防本部及び消防署並びに水道局の各課所に1名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、推進本部と点検し、計画の総合的な推進を図る。

2. 推進手法

(1) 全職員が自らの業務を遂行する中で、「第3章 具体的な取組」に規定する項目に従って、環境負荷の低減を図るべく実践する。

(2) 職場ごとに、各年度に消費した電気、ガス及び燃料の使用状況について、毎年4月末までに推進本部へ報告する。

3. 点検及び評価

各課所からの取組に関する報告に基づき、推進本部において取組状況や数量的目標の達成状況について毎年把握し、総合的に点検、評価する。

4. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回当組合ホームページにより公表する。